

国立大学法人大阪大学総長選考・監察会議（令和5年度第5回）議事録

日 時 令和6年2月8日（木）～2月13日（火）

方 法 書面審議

出席者 （経営協議会選出委員）

井野瀬委員、金倉委員、黒田委員、塚本委員、蓮輪委員、村木委員
（教育研究評議会選出委員）

熊ノ郷委員、関野委員、竹村委員、敦賀委員、林委員、深瀬委員

議 題

1. 総長選考・監察会議における総長選考に関する検討結果について

総長選考・監察会議における総長選考に関する検討結果について、書面審議により以下のとおり承認された。

(1) 総長選考における課題について

① 総長任期、再任の是非について

国立大学法人の学長の任期等は、国立大学法人法第15条第1項において「学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。」、また、同条第5項において「役員は、再任されることができる。」と規定されており、学長の任期及び再任の可否については各国立大学法人にその判断が委ねられている。

このことから、本学では総長任期を6年とし、引き続く再任を妨げない（ただし、再任は1回限り、その任期は4年）としているが、今一度これらの設定が大学運営において総長が安定的にリーダーシップを発揮できる適切な期間であるか、点検・検討することとした。

② 学内意向調査の在り方について

総長選考において、学内意向調査の実施の可否は国立大学法人法上に特段の定めはないものの、国からの通知においては「教職員による、いわゆる意向投票を行うことは禁止されるものではないが、その場合も、投票結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学内のほか社会の意見を学長の選考に反映させる仕組みとして設けられた学長選考会議の主体的な選考という観点からは適切でない」と示されている。

このことから、本学では学内意向調査の結果を参考に総長選考・監察会議において総長候補者を選考することとしている。

しかしながら、令和3年度の総長選考で学内意向調査の結果と総長選考・監察会議における選考結果に違いが生じたことから、学内から選考結果に対する疑問の声が寄せられた。

これを受け、学内意向調査の位置付け、実施する場合の投票資格者について、今一度検討を行うこととした。

③ 総長選考のプロセスについて

本学の総長は、その社会に果たす役割が重大であることから、自ずとその選考を行う総長選考・監察会議の役割は重要である。総長選考・監察会議の責任は重く、社会からの期待に応えるためにも、総長選考のプロセスである総長候補者の推薦、総長選考・監察会議による面接、所信表明、最終選考等は、より良い選考が実施できるものである必要がある。

このことから、選考プロセスが時代に合致したものとなっているか、構成員の意向を取り込める仕組みとなっているか、総長選考・監察会議、構成員に適切な情報が共有されるシステムとなっているかなど、今一度検討を行うこととした。

(2) 総長選考に関する検討結果について

総長選考・監察会議では、次期総長選考に向け、総長任期、再任の是非、学内意向調査や選考プロセスの在り方について、本学における継続的な経営・運営体制の構築に向け、前述の課題を踏まえ検討を重ね、次のとおりの結論に至った。

① 総長任期、再任の是非について

【検討結果】

総長任期は1期6年とし、再任を不可とする。

【現行】

総長任期は1期6年とし、1回に限り再任可（ただし、再任時の任期は4年）としている。

【理由】

国立大学法人における中期目標・中期計画の期間が6年であり、安定した組織運営を行うためには一定程度の在任期間が必要であることから、総長任期は1期6年とした。

また、総長の交代時期を明確にすることで次代へのバトンタッチとそのプロセスが明確になり、全学で次期総長選考に向けた議論の活発化が期待できることから、再任を不可とした。

② 学内意向調査の在り方について

【検討結果】

- ・学内意向調査は、現行のとおりとする。
- ・投票資格者は、現行のとおりとする。
- ・投票資格がない構成員の意見をアンケート調査により収集し、「求められる総長像」に反映する。

【現行】

- ・学内意向調査は投票方式により実施している。
- ・投票資格者は教授、部長級、総長、理事としている。

【理由】

総長は構成員と共に大学運営を行うため、構成員からの意向が明確になる学内意向調査は総長選考において非常に重要なツールである。また、総長選考・監察会議としても、構成員の意向を調査したうえで総長選考を行うことが責任のある態度であるとも感じている。このことから、従前のとおり学内意向調査を投票方式により実施することとした。

現在の大阪大学の状況において、部局や研究分野における教授、准教授、講師、助教の在り方や雇用形態が様々であり、一律に職名により投票資格を拡大することは学内に混乱を招く恐れがあることから、学内意向調査の投票資格者は従前のとおり大学経営に精通している教授、部長級、総長、理事とした。

一方で、投票資格がない構成員の意見を収集することも総長選考において重要であることから、総長選考・監察会議が策定する「求められる総長像」に対する意見をアンケート調査により収集することとした。

③ 選考プロセスの在り方について

ア 総長候補者の推薦の仕組みについて

【検討結果】

現行のとおりとする。

【現行】

総長候補者を推薦できる推薦人の資格は、教授、准教授、講師、部長級、課長級、総長、理事とし、推薦人の人数は30名としている。

総長選考・監察会議から総長候補者を推薦することができるが、これについても学内から総長候補者の推薦がある場合は控えている。

【理由】

推薦人の資格、人数について、これまでも適正に総長候補者が推薦されている状況であることから、過去の経緯を踏まえ、従前のとおりとすることとした。

また、総長候補者はまずは学内から推薦を募ることが望ましいため、総長選考・監察会議による総長候補者の推薦は、従前のとおり控えることとする。

イ 所信表明演説、総長選考・監察会議による総長候補者の面接等について

【検討結果】

- ・所信表明演説、個別面接、学内意向調査の実施順、回数を見直す。
- ・総長候補者が一堂に会して公開討論を行う機会を設ける。

【現行】

所信表明演説、個別面接、学内意向調査の順で、それぞれ1回ずつ実施している。

【理由】

所信表明演説や公開討論を経ることで総長選考・監察会議や構成員に適切な情報が共有され、それに伴いより良い選考が実施できるため。

ウ 総長選考・監察会議内における総長予定者の選考方法について

【検討結果】

総長選考・監察会議内の選考における各委員の投票は、単記記名投票で実施する。

【現行】

総長選考・監察会議内の選考における各委員の投票は、単記無記名投票で実施している。

【理由】

具体的な氏名を出さないことには総長選考・監察会議内での議論ができないことから、無記名投票から記名投票に変更する。

ただし、高度な機密情報であるため、外部に対しては開示しない。

エ 総長選考における共通の評価指標に基づき各委員が付した評価点数の開示について

【検討結果】

各委員が付した評価点数は、総長選考・監察会議内でのみ開示する。

【現行】

各委員が付した評価点数は、総長選考・監察会議内外を問わず開示していない。

【理由】

各委員が責任をもって総長選考を行っているため、各委員が付した評価点数は総長選考・監察会議内でのみ開示することとし、客観的なデータとしても取得することとした。

オ 学内意向調査結果の最終選考への反映方法について

【検討結果】

現行のとおりとする。

【現行】

学内意向調査の結果の最終選考への反映については、各委員の見識に委ねている。

【理由】

最終選考は各委員の多様な観点により実施されるべきもので、各委員は責任をもって総長選考を行っていることから、学内意向調査の結果の最終選考への反映は各委員の見識に委ねることとした。

また、学内意向調査の結果が総長選考における判断基準の一つであることなど、総長選考・監察会議の役割や総長選考の仕組みを構成員に周知することが重要である。

カ 総長選考における共通の評価指標の公表のタイミングについて

【検討結果】

現行のとおりとする。

【現行】

総長選考における共通の評価指標の公表は、最終選考終了後に行っている。

【理由】

共通の評価指標は時代に即して変化すべきものであり、また、個別面接の質問事項を想定しつつ策定する必要があり、時期的に事後の公表となってしまうことから、最終選考終了後に公表することとした。